

第3章 これからの行政システムと改革の方向性

第1節 地方政府化

地方政府という概念は、平成19年4月施行の地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が同年5月に取りまとめた「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 ―地方が主役の国づくり―」に、はじめて示された。これは、地方分権改革に残された多くの課題を解決するためには、行政面だけでなく、財政面、立法面を含めた分権の実現が特に強く求められていることから、国民・住民のための地方自治を担うべき地方政府の確立に向けた分権改革が待ったなしの背景があったことによるものである。その後、この推進委員会は、第4次勧告まで行ったが、この基本的な考え方には、地方分権改革の目指すべき方向性として以下が示された。

① 分権型社会への転換

国が地方のやることを考え、押し付けるという中央集権型のシステムは、近代化と経済発展を効率的に達成することに大きな成果をあげてきた。しかし、経済の高度成長の時代を終え、21世紀の人口減少社会において一層加速する少子高齢化やアジアにおける競争激化等の大きな変化に的確に対応していくためには、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の分権型社会へ、抜本的に転換を図らなければならない。そのためには、国と地方の役割分担を徹底して見直すことにより、国は、国が本来やるべき仕事のみ専念して、国民・住民に最も身近なところで、行政のあり方を国民・住民がすべて自らの責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない。それとともに、情報共有と住民参加の促進を通じて、多様性と創造性にあふれた住民本位の地域づくりを進めることが必要となる。これにより、真の民主主義の確立とともに、国民がゆとりと豊かさを実感し安心して暮らすことができる、確かな持続可能性を備えた社会を実現することができる。

② 地方の活力を高め、強い地方を創出

地域に住む人たちのニーズや地域の魅力を一番捉えることができる地方が、自ら主役となって考え、実行できる体制をつくることが不可欠である。地方が様々な行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで初めて強い地方を創出することが可能となる。地方自治体は、地域再生に向けて自らの企画力の向上を通じた地域経済基盤の強化を図る必要がある。

③ 地方の税財政基盤の確立

国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の担う事務と責任に見合った地方税財政全体の抜本的改革を進めなければならない。それにより、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤を確立する。

④ 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム

地方分権改革の推進により、国と地方を通じた簡素で効率的な筋肉質の行財政システムを構築し、財政健全化にも資するようすべきである。また、受益と負担の関係の明確化等によりコスト意識を徹底し、自治体経営のスリム化と効率化を進め、納税者の立場に立った身軽で機動的な地方自治体としていかなければならない。そのため、国、地方自治体を問わず、自ら積極的に行政改革を推進し、継続的に政策評価を実施していく必要がある。

⑤ 自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に

地方分権改革においては、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により、「地方を主役に」の確立を目指すべきである。「地方が主役」とは、地方が総体として国から自立するとともに、各地域が相互に連携しつつ個々に自立する姿である。条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる。地方が主役の国づくりを実現するには、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要がある。

また、地方分権改革推進のための基本原則として、以下が掲げられた。

① 基礎自治体優先

補完性・近接性の原理にしたがい、ニア・イズ・ベターの観点に立って地方自治体、特に基礎自治体を優先する。

② 明快、簡素・効率

明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にもとづき、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する。

③ 自由と責任、自立と連帯

地方の行政および税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任を持って行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現する。

④ 受益と負担の明確化

③とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようにする。

⑤ 透明性の向上と住民本位

情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し、また住民参加の促進やNPO等とのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する。

第2節 地域主権改革

政権交代により地域主権を掲げる民主党政権が誕生し、平成21年11月に地域主権

戦略会議が内閣府に設置された。地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しており、このため、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換することを目的としている。その後、平成 22 年 6 月に地域主権戦略大綱が閣議決定されたが、内容は以下のとおりである。

① 地域主権改革の意義

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

② 地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方に相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

③ 社会経済情勢の変化への対応

我が国は、人口減少、少子高齢化等、社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高速化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

④ 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」に基づき、住民に身近な行政は出来る

限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置づける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性および自立性を高めていく。

⑤ 住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会のあり方や責任も変わっていかねばならない。

第3節 地方自治法抜本改正

地域主権改革を推進するため、総務省において「地方行財政検討会議」が開催され、この議論を受けて、前述の地域主権戦略大綱にその内容が盛り込まれた。この考え方に沿ったこれまでの議論等を踏まえ、平成23年1月に、総務省としての今後の地方自治法抜本改正についての方向性を「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」として取りまとめられた。これによると、地方公共団体の基本構造のあり方は、

『日本国憲法は「地方自治」について規定する第8章を設け、第92条は、「地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」こととしている。昭和22年に制定された地方自治法は、憲法の附属法典として、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織および運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することを目的としている。地方自治法は、その制定から60年以上が経過し、これまで幾多の改正が行われてきたが、この間、平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の改正を除けば、制度当初の大枠がほぼ維持されてきた。

今日、地方自治法に基づく地方自治制度は国民に定着し、地方公共団体は幅広い事務を処理するようになっていく。人口減少・少子高齢化社会の到来、家族やコミュニティの機能の変容をはじめとする時代の潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来に増して大きくなることを見込まれ、地方公共団体は、これまで以上に住民の負託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。一方、現実には、地方公共団体の行政運営に対する地域の住民の関心は都市部を中心として低いと言わざる

を得ない。例えば、地方選挙の投票率は国政選挙より総じて低く、全体として見れば低下傾向にある。

このような状況を克服し、自らの暮らす地域のあり方について地域住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うようにする改革が求められている。これは、一つには、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすることであり、もう一つには、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすることである。この二つの観点から地方自治法のあり方を抜本的に見直す必要がある。具体的には、前者の観点からは、地方自治法が定める国と地方の役割分担、地方自治に関する法令の立法原則等が、憲法第 92 条が定める「地方自治の本旨」と相まって、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする制度保障として十分に機能しているかが問われている。現行の地方自治法は、真の意味での地方自治の基本法として十分でないという指摘もある。また、後者の観点については、地方自治法が定める住民自治の仕組みが、代表民主制による手法と直接民主制による手法を適切に組み合わせることによって、地域住民の多様な意見を地方公共団体の行政運営に的確かつ鋭敏に反映させられるような制度になっているかが問われている。

地方自治法制定から 60 年以上を経て、地方公共団体の姿は大きく変貌を遂げた。特に市町村は、いわゆる「昭和の大合併」や「平成の合併」を経て、地方自治法制定時に 1 万を超えた数が平成 21 年度末には 1,727 となった。旧五大都市からスタートした指定都市は 19 市が指定されている。また、市町村（特別区を含む）は基礎自治体として地域における行政の中心的な役割を担うものと位置づけられ、都道府県から市町村への行政分野横断的な権限移譲が進められている。このように規模や能力の拡充が進んだ基礎自治体を前提としたときに、現行の市町村に関する諸制度がこの間の変化を踏まえた新しい基礎自治体の姿にふさわしいものとなっているか、改めて検討が必要であろう。

また、都道府県間・市町村間の広域連携のあり方についても、地方自治法制定以来、抜本的な見直しは行われていない。「平成の合併」が一区切りとされる中で、今後、基礎自治体のあり方については多様な選択肢を用意する必要があり、市町村による広域連携の仕組みもその一つである。地方公共団体による広域連携を一層活用していく観点から現行制度の見直しが必要である。』

と示されている。

第 4 節 新しい公共の創造

「新しい公共」の概念は、平成 16 年版国民生活白書で示され、そのむすびにおいて、

『これまで国や地方公共団体といった「官」が創りあげてきた単一の「公共」に対

して、福祉やまちづくり等における特定の問題に関心を持ち目的を共有する人々が自発的に活動して創り出す「公共」はいくつもあり、それらが複層的に存在するような状況は新しい「公共」と言えるのではないか。新しい形の「公共」は、住民の自発的で多様な活動を中心とし地域の様々な組織と対等の立場で協働することで創り出されることが最大の特徴である。「官」が定型的に提供するサービスを住民が所与（他から与えられること）のものとしてそれぞれ受け取る場合と異なり、いくつもの「公共」を創り出す活動は、地域の中での人と人のつながりを生み、地域内で人・物・情報のネットワークを広め、ひいては地域の活力を高めることにつながるであろう。』と述べている。

また、総務省は、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、これに基づき本市も集中改革プランを策定したが、同時期に同省が設置した「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」は、「分権型社会における自治体経営の刷新戦略 ―新しい公共空間の形成を目指して―」と題した報告書を提出した。

このなかで、地方自治体の行政組織運営の刷新のための視点の一つとして、「行政の担うべき役割の重点化と「新しい公共空間」の担い手の多元化」が示された。具体的には、

『従来の行政を中心とした公共サービスの限界を打破し、既存の団体や仕組みによる提供が難しくなったサービスを提供するとともに、新しいニーズに対応していくためには、「公共」のあり方を根本的に考え直すことが必要である。多元的な主体により担われる「新しい公共空間」をいかに豊かなものとしていくかが重要であり、住民に身近な地方自治体が果たすべき役割は大きい。これまで、公共サービスはもっぱら行政により提供されるものと考えられており、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲はおおむね一致していた。しかしながら、「公共」の守備範囲が拡大する一方で、経営資源の限界等により行政で対応し得る範囲が縮小するため、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲に相当ズレが生じてきている。このようにして生じた「ズレ」の領域についても、あくまで「公共」の領域であることには変わりはなく、この領域のサービスが提供されない、とすることはできない。また、この領域のサービスを全面的に私的活動に委ねてしまうことも、強者の論理や経済利益が優先してしまうことが懸念されることから、適当ではない。この部分について、行政が一定の関わりを持ちつつ新たに民間企業や住民が担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまう領域や内容のサービス提供が可能となる。企業活動は利潤追求が基本となるが、新しい「公共」の領域においては行政のアウトソーシングを受けとめるものと捉えることができる。また、住民活動は、基本的に趣味や私的活動と捉えることができるが、新しい「公共」の領域においては、地域協働と位置づけることができる。さらに、行政の多元化という側面からは、企業

が行政の内部に関わる手法として高度な専門的知識を有する人材を派遣することや、住民が行政の活動に関わる手法として例えば任期付短時間勤務職員として採用されることも考えられる。今後、地方自治体において純粋に「行政」が担う役割は、戦略的な地域経営のための企画立案や条例制定等、「行政」でなければ対応しえない核となる部分であり、地域経営の戦略本部としての機能を十分に発揮するため、効率的な体制を構築することが求められる。従来の官民二元論では、「行政」から「民間」への一方通行的なものとなり、「民間」の「行政」への依存、自らの負担を顧みない過剰な公共サービスの要求、それに対する画一的な公共サービスの提供といった状況がもたらされる。これを「行政」も「民間」もともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、新しい「公共」を多元的な主体の参加・活動により形成することにより、「行政」と「民間」とのやりとりは双方向となり、「行政」の透明性、説明責任も確保されることが期待される。また、「民間」が新しい「公共」を自ら担うことにより責任と誇りを持つことにもつながる。これらが共有されることによって「公共」はさらに強くなる。地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間（＝「新しい公共空間」）を形成することができる。この「新しい公共空間」の形成こそが、地方自治体とそこに住む人々が協働して地域の経営にあたるローカル・ガバナンスを実現させるための前提となるものである。そして、このような「新しい公共空間」の形成を前提に、地方自治体の行政組織運営を刷新していく視点として、「行政内部の変革」と「行政と住民との関係の変革」の二つの変革が重要となる。』

と述べられている。

また、その後、民主党政権となり、内閣府に設置された「新しい公共」円卓会議が示した「新しい公共」宣言によると、

『「新しい公共」が作り出す社会は、「支え合いと活気がある社会」である。すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。気候変動の影響が懸念される一方、少子高齢化が進み、成熟期に入った日本社会では、これまでのように、政府がカネとモノをどンドンつぎ込むことで社会問題を解決することはできないし、われわれも、そのような道を選ばない。これから、「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。

「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協

働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業者」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。その成果は、多様な方法によって社会的に、また市場を通じて経済的に評価されることになる。その舞台を作るためのルールと役割を協働して定めることが「新しい公共」を作る事に他ならない。』と示している。

第5節 全国的な行政システム改革の方向性

行政改革は、本来、業務の非効率を改善することで組織内での仕事がしやすくなり、かつ公共サービスの質も改善するという結果をもたらすものである。また、地域経営にも視点をおき、そのための行政のシステムづくりが行政システム改革である。

人員削減や予算額の一律削減型による改革は、努力すれば努力するほど行政内部に疲弊や閉塞感を招きやすい。これは、地方自治体の内部だけでは認識することのできない未知の非効率に気づかず放置し続けるからである。たとえば、通常の改革では人員や予算額を削減してもそれが認識できる非効率の排除だけに留まれば、「認識しない非効率」を従来同様温存することになるため、結果として組織全体に占める実質上の非効率の比率は、むしろ削減努力後の方が拡大することとなる。このため、努力するほど苦しくなり報われない実態をもたらす。しかも、認識している非効率に対して改善に向けた精一杯の努力を展開している場合、改革を行っても報われないという意識は、より一層深刻化してしまう。本市においても、まず行政内部で取り組みやすい行政改革を率先して実践したため、疲労感や閉塞感が生じたものとする。

行政内部の仕組みを改革しても、可能なことには限りがある。もともと国が進めてきた地方公共団体の行政改革は、行政には能力的に限界があるということから、民間のノウハウや活力を活用していこうという観点を内包している。そして、市民への公共サービスも、市民ニーズの多様化や少子・高齢化、人口減少社会の到来等によって、自治体等の行政だけで担える部分は限られており、広く地域の民間主体を視野に入れる必要が生じてくる。こうして行政内部だけでなく、地域社会全体を含めて、トータルに公共サービスの改革を行うことが、広い意味での行政改革となり、これが行政システム改革である。また、単なる仕組みを変えることだけではなく、組織や人材等が最大限の能力を発揮できるようにすることが重要である。行政を一つの経営主体として捉え、行政や地域における様々な資源が持つ能力等を効果的に発揮できるようにしなければならない。そのためには、行政マネジメント能力の向上が重要となる。

さらに、いくら減量型の改革を行っても、地域経済が沈滞してしまっている場合は、行政運営は成り立たない。改革の成否は地域経済が順調であるかどうかによって左右される。こうして、産業振興や地域活性化が、行政システム改革の項目のなかに位置づけられることとなり、地域全体の活力を発掘、向上、活用するということになる。

地域を活性化するためには、地域内の自治会町内会等の地縁団体や、NPO 団体等の多様な担い手による活動が注目されてきた。行政以外の民間団体等も公共を担うという考え方であり、行政とこれらの民間団体等との協働が提唱されることとなった。協働による行政運営は、今日の多くの自治体が期待をかけている方向性である。

第6節 第5次草津市総合計画の方向性

1 基本構想

平成22年度から32年度までを期間とする第5次草津市総合計画基本構想において、行政の姿勢と役割を示している。具体的には、市民とともに描いた基本構想を実現していくため、行政は、地域の社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供する「地域経営」へと自ら大きく転換を図る必要がある。また、市民一人ひとりのまちへの関わりや、地域単位・テーマ単位等、様々な市民活動の展開により、協働の礎をさらに確かなものとしていかなければならない。こうしたことを踏まえて、本市では以下の2点を示し、基本構想に基づくまちづくりに向かうこととしている。

① 地域経営への転換

持続可能で確かな地域経営を行うため、市民にわかりやすく、市民ニーズを踏まえた適切な行財政マネジメントを行う。併せて、行政自らの政策形成・遂行能力の向上に努め、事業の効率化と広域連携の推進に努める。

- ・行政サービスのさらなる効率性と質の確保のため、行政自らの意識改革や行政システムの改革を進めるとともに、広域連携のさらなる推進を図る。
- ・対話型行政を前提とした“協働のまちづくり”のため、行政自らの人材の育成や政策形成能力の強化を図っていく。また、行政情報の積極的な提供や市民ニーズの的確な把握に努めて、市民にわかりやすい行政運営を進める。

② 協働のまちづくりの基盤強化

参加から協働へとつながるわかりやすい仕組みをつくることによって、市民のまちづくりに関わる意識を高め、市民による様々な活動がいつそう展開されるよう取り組む。とりわけ地域コミュニティによる活動については、その活動が自立したものとなることを重視した支援を図っていく。

- ・地域コミュニティによるまちづくりや、各種のテーマに対応したまちづくりまでの様々な場面に、より多くの市民が参加・参画・協働し、ともに関わる主体者になれるよう、その機会の多様化やわかりやすい仕組みの整備等に努める。
- ・それぞれの地域におけるまちづくりの展開においては、地域の魅力と課題の共有、顔の見える関係づくりや地域生活におけるルールづくり、組織づくり等、参加・参画・協働、意思決定の具体的な仕組みを地域自らがつくりだし守っていけるよう、総合的に支援する。

2 第1期基本計画

基本構想を踏まえて平成24年度までを期間とする第1期基本計画では、これまでの協働のまちづくりの流れを引き継ぎながら、さらに一步の前進によって市民とともに力強い「地域経営」を行っていくため、その基本となる「地域経営の方針」が示されている。

① 「公共」の領域の広がりへの対応

従来、公共公益的な活動・サービスは、多くが行政の活動と一致していた。しかし、市民が求める公共公益的な活動・サービスが多様化し、また、高度化するなかで、これらを行政が単独で担うことが困難となっている。他方、従来からの各学（地）区での自治活動やNPO・ボランティア等、市民による諸活動が、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきている。今後の「地域経営」においては、こうした新たに広がる「公共」の領域を「協働」によって担うことを基軸とする。

・行動主体の役割分担と協働

これからの「公共」を「協働」によって担う上で、各行動主体の役割を以下のとおり示し、また、地域における様々な行動主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていくこととし、「行政の役割」、「市民・地域の役割」、「事業者・大学等の役割」を定めている。

・コミュニティの働きの重視

本市では、これまでから様々なコミュニティが活発な取り組みを行っている。これらコミュニティが「協働による地域経営」の基礎となることから、従来の取り組みをさらに一歩進めて、それぞれのコミュニティ活動がより主体的・能動的に展開されるよう、総合的に支援していく。

② 厳しい財政状況のもとでの行財政マネジメント

地方分権改革が進んで地方交付税等が大幅に減じる一方で、扶助費をはじめとした義務的経費等が増大し投資的経費の縮減が迫られる等、本市財政は硬直化が進んでいる。地方分権が進むなかで、基礎的自治体には、地域経営資源の適切な整備が求められるが、一方で、単独の基礎的自治体が網羅的に地域経営資源を備えることは効率的ではない。また、それぞれの自治体は、地域特性に応じた地域経営を行うものであり、その多様性を尊重するなかで、互いに有意義な連携関係を発展させていくことが求められる。こうした状況を考慮して、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行っていく。

・徹底した行財政改革の推進

厳しい財政状況を踏まえて、行政システム改革の着実な実行とPDCAサイクルによる確実な計画の進行管理を行うとともに、行財政の透明性・公開性をいっそう高めて、さらに徹底した行財政改革を進めていく。

- ・「選択」と「集中」による事業の重点化

従来以上に、市民との協働を重視した地域経営を進めていくことに伴い、行政が行う事業については、適切な「選択」と「集中」による縮小と重点化を図っていく。
- ・行政評価システムの刷新と公会計制度改革

従来の行政評価の仕組みを、総合計画を中心とする仕組みへと刷新するとともに、適時、評価結果を公開し、これに基づいて各施策・事業の見直しを行う。また、公会計制度改革として「発生主義」「複式簿記」等の企業会計手法の導入を図り、「資産・債務管理」「経営管理」「行政評価・予算編成・決算分析との関係づけ」を行い、「財務情報」とあわせて公開していく。
- ・自治体運営の自律性の強化

人材の適性に応じた育成と活用、組織体制の効率化等を図って、機動力のある行財政運営を行うとともに、職員の意識改革と将来の「地方政府」としてのマネジメント力・政策形成能力の向上、“高いところぞし”のもとでの規範づくり等に努め、自治体運営の自律性を強化する。
- ・公共施設の適正配置および必要経費の平準化

公共施設の維持管理・更新について、ファシリティマネジメントを活用し、施設の適正配置を図るとともに、必要な経費の年度間の平準化を踏まえた計画的な整備を行っていく。
- ・近隣自治体との連携強化

市民生活に密着した基礎自治体として、行政サービスの量と質、効率性を確保するために、近隣自治体との連携をいっそう強めて、広域行政の展開を図っていく。また、福祉・産業経済・都市基盤・交通・災害時対応他、様々な分野において、都市間連携による相乗的な効果を最大限に得ながら、近隣地域の発展をリードしていく。
- ・財務体質の強化

遊休・未利用等の市有財産の適正処分と有効活用、また、市税の徴収強化、各種公共料金等の徴収率・収納率の向上に努めて歳入の適正化を図るとともに、民間広告の掲載等、歳入拡大を図っていく。自治体規模に見合った財政規模・歳出構造への転換を基本とし、包括予算制度の導入等によって、より効率的・効果的な予算執行を図っていく。